



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)
第 1,969 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
島根県後期高齢者医療審査会規則	(健 康 推 進 課)	2

告 示

公印の印影等	(総 務 課)	3
島根県土地利用基本計画の一部変更	(土 地 資 源 対 策 課)	3
島根県立男女共同参画センターの指定管理者の指定	(環 境 生 活 総 務 課)	4
島根県立美術館の指定管理者の指定	(文 化 国 際 課)	4
島根県立東部総合福祉センターの指定管理者の指定	(健 康 福 祉 総 務 課)	4
島根県立西部総合福祉センターの指定管理者の指定	(")	5
島根県立はつらつ体育館の指定管理者の指定	(")	5
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	5
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	5
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	6
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	6
島根県保健医療計画の変更	(医 療 対 策 課)	7
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	7
島根県立産業交流会館の指定管理者の指定	(商 工 政 策 課)	7
島根県立産業高度化支援センターの指定管理者の指定	(産 業 振 興 課)	8
補助金等交付規則第 3 条の規定により拠点工業団地立地促進補助金の交付の対象等を定める告示	(企 業 立 地 課)	8
貸金業務取扱主任者研修に係る事務の委任	(経 営 支 援 課)	9
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定	(労 働 政 策 課)	10
補助金等交付規則第 3 条の規定により建設産業新分野進出促進事業補助金の交付の対象等を定める告示	(土 木 総 務 課)	10
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	11
道路の供用開始	(")	12
訓 令		
島根県公印規程の一部改正	(総 務 課)	12
島根県公文書管理規程の一部改正	(")	13
職員の任免発令式の一部改正	(人 事 課)	13
職員の勤務時間に関する規程の一部改正	(")	14
公 告		
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	14

特定計量器の定期検査の実施	(商工政策課)	15
特定調達公告		
島根県行政情報ネットワーク用パソコンの購入に係る一般競争入札の落札者等	(会計課)	16
公安告示		
交通誘導警備業務2級検定の実施	(警察本部)	17

公布された条例等のあらまし

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(規則第24号)

1 規則の概要

建築指導監の職を新たに設けることとした。(別表関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

島根県後期高齢者医療審査会規則(規則第25号)

1 規則の概要

(1) 島根県後期高齢者医療審査会(以下「審査会」という。)の運営について定めることとした。(第1条関係)

(2) 審査会は、会長が招集することとした。(第2条関係)

(3) 会長は、審査会の議長となり、議事を整理することとした。(第3条関係)

(4) 審査会に知事が任命する幹事若干名を置くこととした。(第4条関係)

(5) 審査会の庶務は、健康福祉部において行うこととした。(第5条関係)

(6) その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定めることとした。(第6条関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第24号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則(昭和31年島根県規則第85号)の一部を次のように改正する。

別表中「技術専門監」を「技術専門監
建築指導監」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

島根県後期高齢者医療審査会規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第25号

島根県後期高齢者医療審査会規則

(趣旨)

第 1 条 後期高齢者医療審査会 (以下「審査会」という。) の運営については、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) 及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (平成 19 年政令第 318 号) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第 2 条 審査会は、会長が招集する。

(会長の職務)

第 3 条 会長は、審査会の議長となり、議事を整理する。

(職員)

第 4 条 審査会に幹事若干名を置き、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 幹事は、審査会に出席し意見を述べることができる。

(庶務)

第 5 条 審査会の庶務は、健康福祉部において行う。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審査会は、第 2 条の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

告 示

島根県告示第255号

島根県公印規程 (平成元年島根県訓令第 4 号) 第 10 条の規定に基づき、会計管理者印の印影等を次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

印 影	新調、改刻又は廃止の別	用 途	使用開始又は廃止年月日
	新調		平成 20 年 3 月 22 日

島根県告示第256号

国土利用計画法 (昭和 49 年法律第 92 号) 第 9 条第 1 項の規定に基づく島根県土地利用基本計画を次に掲げる区域について変更したので、同条第 14 項において準用する同条第 13 項の規定により公表する。

なお、変更後の島根県土地利用基本計画は登載を省略し、その関係書類を島根県地域振興部土地資源対策課及び雲南市役所に備え付け一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

雲南市の一部

島根県告示第257号

島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）第7条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立男女共同参画センター
- 2 指定管理者
大田市大田町大田イ236番地4 財団法人しまね女性センター
- 3 指定期間
平成20年4月1日から2年間

島根県告示第258号

島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号）第7条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立美術館
- 2 指定管理者
松江市袖師町1番5号 株式会社SPSしまね
- 3 指定期間
平成20年4月1日から2年間

島根県告示第259号

島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）第7条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立東部総合福祉センター
- 2 指定管理者
松江市東長江町902番地53 アイカム株式会社 代表取締役 竹田 俊美
- 3 指定期間
平成20年4月1日から2年間

島根県告示第260号

島根県立総合福祉センター条例（平成 7 年島根県条例第13号）第 7 条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立西部総合福祉センター
- 2 指定管理者
浜田市港町299番地17 浜田ビルメンテナンス株式会社 代表取締役社長 櫛山 陽介
- 3 指定期間
平成20年 4 月 1 日から 2 年間

島根県告示第261号

島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号）第 6 条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立はつらつ体育館
- 2 指定管理者
松江市殿町29番地 株式会社M I しまね 代表取締役 川島 昇
- 3 指定期間
平成20年 4 月 1 日から 2 年間

島根県告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鹿島内科クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷 7 番地 1	平成19年12月 1 日

島根県告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人 鹿島内科クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷7番地1	平成19年10月31日

島根県告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 せんだん会	安来市安来町899-1	介護予防通所介護	社会福祉法人せんだん会 デイサービスセンター ほほえみの園	安来市安来町960-1	平成19年11月3日
大間 秀紀	松江市鹿島町佐陀本郷7番地1	居宅療養管理指導	鹿島内科クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷7番地1	平成19年12月1日
大間 秀紀	松江市鹿島町佐陀本郷7番地1	介護予防居宅療養管理指導	鹿島内科クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷7番地1	平成19年12月1日
大間 秀紀	松江市鹿島町佐陀本郷7番地1	訪問看護	鹿島内科クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷7番地1	平成19年12月1日
大間 秀紀	松江市鹿島町佐陀本郷7番地1	介護予防訪問看護	鹿島内科クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷7番地1	平成19年12月1日
大間 秀紀	松江市鹿島町佐陀本郷7番地1	訪問リハビリテーション	鹿島内科クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷7番地1	平成19年12月1日
大間 秀紀	松江市鹿島町佐陀本郷7番地1	介護予防訪問リハビリテーション	鹿島内科クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷7番地1	平成19年12月1日
社会福祉法人 敬仁会	松江市佐草町2-2	認知症対応型通所介護	太陽の里デイサービスセンター	松江市佐草町字客山72番地1	平成20年2月19日
社会福祉法人 敬仁会	松江市佐草町2-2	介護予防認知症対応型通所介護	太陽の里デイサービスセンター	松江市佐草町字客山72番地1	平成20年2月19日

島根県告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 鹿島内科 クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷 7 番地 1	居宅療養管理 指導	医療法人 鹿島内科 クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷 7 番地 1	平成19年 10月31日
医療法人 鹿島内科 クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷 7 番地 1	訪問看護	医療法人 鹿島内科 クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷 7 番地 1	平成19年 10月31日
医療法人 鹿島内科 クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷 7 番地 1	訪問リハビリ テーション	医療法人 鹿島内科 クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷 7 番地 1	平成19年 10月31日
医療法人 鹿島内科 クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷 7 番地 1	介護予防居宅 療養管理指導	医療法人 鹿島内科 クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷 7 番地 1	平成19年 10月31日
医療法人 鹿島内科 クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷 7 番地 1	介護予防訪問 看護	医療法人 鹿島内科 クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷 7 番地 1	平成19年 10月31日
医療法人 鹿島内科 クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷 7 番地 1	介護予防訪問 リハビリテー ション	医療法人 鹿島内科 クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷 7 番地 1	平成19年 10月31日

島根県告示第266号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、島根県保健医療計画（平成16年島根県告示第358号）の全部を変更し、平成20年4月1日から施行する。

なお、変更後の計画は、登載を省略し、島根県健康福祉部医療対策課及び各保健所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年 月 日
株式会社ライフサポート	特定施設入居者生活介護	ゆうらいふ長浜	島根県出雲市荒茅町3501番地	平成20年 3月20日
	介護予防特定施設入居者生活介護			

島根県告示第268号

島根県立産業交流会館条例（平成16年島根県条例第59号）第7条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとお

り告示する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立産業交流会館
- 2 指定管理者
松江市学園南一丁目2番1号 財団法人くにびきメッセ
- 3 指定期間
平成20年4月1日から2年間

島根県告示第269号

島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号）第18条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立産業高度化支援センター
- 2 指定管理者
松江市北陵町1番地 財団法人しまね産業振興財団
- 3 指定期間
平成20年4月1日から2年間

島根県告示第270号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、拠点工業団地立地促進補助金の交付の対象等を次のとおり定め、平成20年4月1日から施行する。

補助金等交付規則第3条の規定により拠点工業団地立地促進補助金の交付の対象等を定める告示（平成19年島根県告示第299号）は、廃止する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 補助金等の名称
拠点工業団地立地促進補助金
- 2 交付の目的
益田拠点工業団地、ソフトビジネスパーク島根及び江津工業団地（以下「拠点工業団地」という。）への立地企業等に対して補助を行い、企業等の立地を促進することを目的とする。
- 3 対象業種
次に掲げる拠点工業団地の区分に応じ、それぞれ次に掲げる業種をいう。
 - (1) 益田拠点工業団地 製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、サービス業（製造業支援サービス業に限る。）及び知事が特に認める業種
 - (2) ソフトビジネスパーク島根 研究開発型企業（団地内において新たな製品や技術の開発に取り組む企業をいう。）、ソフト産業、人材育成機関（大学、高等専門学校及び専修学校をいう。）、試験研究機関（自然科学研究所

及び人文・社会科学研究所をいう。) 、不動産賃貸業及び知事が特に認める業種

(3) 江津工業団地 製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業及び知事が特に認める業種

4 交付の対象となる者

拠点工業団地において、対象業種の事業の用に供するため工場、事業場、教育施設又は研究施設を設置し、事業を営む企業等であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの

(1) 1の売買契約(島根県土地開発公社との間において平成23年3月31日までに締結したものに限り。)により取得した土地の面積が1,000平方メートル以上であること。

(2) (1)の要件に該当する契約(当該契約が2以上ある場合は、それらのうち最初に締結された契約)の締結の日(以下「契約締結日」という。)から起算して30日以内に土地売買契約届を知事に提出していること。

(3) 企業等が協定(島根県土地開発公社との間で正式な土地売買契約の前に締結する土地売買の予約のための協定をいう。以下同じ。)を締結した場合は、協定を締結した日から起算して30日以内に協定締結届を知事に提出していること。

(4) 契約締結日から起算して3年以内に当該契約により取得した土地において操業を開始し、その操業の開始の日から起算して30日以内に操業開始届を知事に提出していること。

(5) 知事による土地売買契約届の受理の通知の日(協定を締結した場合にあっては、協定締結届の受理の通知の日)から補助金の交付を申請する日までの期間内に立地に伴い新たに雇用した雇用期間の定めのない従業員(ソフト産業及び知事が特に認める業種にあっては、雇用期間の定めがある者で、実質的に雇用期間の定めがないと認められるものを含む。)の数が、5人以上であること。

(6) (2)に規定する契約及びこれ以外の契約で契約締結日以後に締結されたもの(以下「交付対象契約」という。)により取得した土地について、島根県企業立地促進助成金の交付を受けていないこと。

5 補助金等の交付の対象及び交付の額

(1) 対象 交付の対象となる者が交付対象契約により取得した土地の価格の総額(以下「交付対象経費」という。)

(2) 交付の額 益田拠点工業団地及び江津工業団地にあっては交付対象経費に100分の20を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、ソフトビジネスパーク島根にあっては交付対象経費に100分の15を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

島根県告示第271号

貸金業法(昭和58年法律第32号)第12条の3第10項の規定に基づき、貸金業務取扱主任者研修に関する事務を次の団体に行わせることとした。

貸金業務取扱主任者研修に係る事務の委任(平成16年島根県告示第421号)は、廃止する。

平成20年 3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 名称

日本貸金業協会

2 主たる事務所の所在地

東京都港区高輪三丁目19番15号

3 研修事務を取り扱う事務所の所在地

東京都港区高輪三丁目19番15号

4 研修事務を行わせることとした日

平成20年 3月28日

島根県告示第272号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定したので、同法第35条において準用する同法第27条第2項の規定に基づき告示する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 希望の里福祉会	益田市高津三丁目23番1号	益田市乙吉町イ110番地1	平成20年3月18日
社会福祉法人 雲南広域福祉会	雲南市三刀屋町古城42番地2	雲南市三刀屋町古城45番地6	平成20年3月18日

島根県告示第273号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、建設産業新分野進出促進事業補助金の交付の対象等を次のとおり定め、平成20年4月1日から施行する。

建設産業新分野進出促進事業補助金交付要綱（平成18年島根県告示第741号）は、廃止する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 補助金等の名称

建設産業新分野進出促進事業補助金

2 交付の目的

建設業者等が建設産業以外の分野に新たに進出することを促進し、もって地域経済の健全な発展並びに地域雇用の維持及び確保に資することを目的とする。

3 交付の対象となる者

次のいずれかに該当する建設業者等

(1) 次に掲げる要件のすべてを満たす者

ア 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格を有すること。

イ 県内に主たる営業所を有すること。

ウ 直近の決算における完成工事高が10億円未満であること。

(2) 次に掲げる要件のすべてを満たす者

ア 出資者は、すべて島根県内に本店を有すること。

イ 出席者のうち(1)に該当する者による出資割合の合計が50%を超えていること。

ウ 常勤の役員には、出資者のうち(1)に該当する者から1名以上就任していること。

4 交付の対象となる事業の内容

新分野進出事業（日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）で定める大分類D建設業以外の分野に新たに進出するものであって、知事が別に定めるものをいう。）を開始するため又は当該事業を拡張するために要する経費

5 補助金等の額及びその交付の率

補助金の額は、1件当たり、補助事業に要する経費のうち交付の対象となるものの3分の1以内で、かつ、100万円以上400万円以下の額とする。

島根県告示第274号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	松江鹿島美保関線	松江市殿町27番5地先から同町19番1地先まで	前	メートル 24.00～ 27.00	メートル 50.00	道路改良工事 拡幅
			後	26.00～ 41.50	50.00	
"	多胡鼻線	松江市島根町多古1910番2地先から同352番地先まで	前	A 3.50～ 6.00	80.00	松江県土整備事務所 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B 9.00～ 11.00		
			後 B	9.00～ 11.00	55.00	
"	吉田奥出雲線	雲南市吉田町吉田461番1地先から同467番6地先まで	前	5.40～ 6.40	63.00	災害復旧工事 拡幅
			後	5.40～ 9.00	63.00	
"	松江木次線	雲南市大東町北村8番5地先から同町中湯石1465番1地先まで	前	10.20～ 28.70	286.00	交通安全工事 拡幅
			後	12.20～ 31.00	286.00	
"	横田伯南線	仁多郡奥出雲町大呂496番3地先から同538番地先まで	前	5.00～ 13.00	236.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所 道路改良工事 拡幅及び減幅
			後	8.00～ 27.00	225.00	
"	多伎江南出雲線	出雲市多伎町久村638番4地先から同668番7地先まで	前	7.00～ 10.00	201.00	農道取付 拡幅
			後	7.00～ 21.00	201.00	
"	斐川一畑大社線	出雲市小伊津町字川奥平532番1地先から同町字草井谷1771番1地先まで	前	A 4.00～ 18.00	445.00	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 廃道
				B 4.00～ 40.00		
			後 B	4.00～ 40.00	368.00	

"	皆井田江津線	江津市跡市町1735番4地先から同町1735番1地先まで	前	7.00~ 11.00	11.00	浜田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	10.00~ 11.00	11.00		

島根県告示第275号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	大田市川合町忍原字大谷イ1058番2地先から同イ1058番5地先まで	メートル 120.00	平成20年 3月28日	県央県土整備事務所大田事業所	
県道	松江鹿島美保関線	松江市殿町27番5地先から同町19番1地先まで	50.00	平成20年 3月28日	松江県土整備事務所	
"	吉田奥出雲線	雲南市吉田町吉田461番1地先から同467番6地先まで	63.00	平成20年 3月28日	雲南県土整備事務所	
"	横田伯南線	仁多郡奥出雲町大呂496番3地先から同538番地先まで	225.00	平成20年 3月28日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
"	美郷大森線	大田市水上町福原字神田583番4地先から同町福原字三田574番1地先まで	157.00	平成20年 3月28日	県央県土整備事務所大田事業所	
"	皆井田江津線	江津市跡市町1735番4地先から同町1735番1地先まで	11.00	平成20年 3月28日		
"	桜江金城線	江津市桜江町長谷1529番4地先から同2741番3地先まで	1,463.00	平成20年 3月28日	浜田県土整備事務所	
"	大田井田江津線	江津市都治町813番2地先から同町705番2地先まで	670.00	平成20年 3月28日		

訓 令

島根県訓令第7号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第13条に次の1項を加える。

5 公印を執務時間外において使用しようとするときは、あらかじめ公印管守者の承認を得、その指示するところに従わなければならない。

第18条を削る。

別表第 1 部 (局) 長印の項中

<table border="1"> <tr><td>島 根 県</td></tr> <tr><td>健 康 福 祉 部</td></tr> <tr><td>長 印</td></tr> <tr><td>地域福祉課石見</td></tr> </table>	島 根 県	健 康 福 祉 部	長 印	地域福祉課石見	20ミリメートル 平方	地域福祉課石見スタッフの指導監査監 (指導監査監が複数配置されている場合は、そのうち年長である者)		を
島 根 県								
健 康 福 祉 部								
長 印								
地域福祉課石見								
<table border="1"> <tr><td>島 根 県</td></tr> <tr><td>健 康 福 祉 部</td></tr> <tr><td>長 印</td></tr> <tr><td>石 見</td></tr> </table>	島 根 県	健 康 福 祉 部	長 印	石 見	20ミリメートル 平方	地域福祉課石見スタッフの統括指導監査監		に改め、同表
島 根 県								
健 康 福 祉 部								
長 印								
石 見								

地方機関の長印の項公印管守者の欄中「及び鹿足担当」を削る。

様式第 7 号及び様式第 8 号を削る。

附 則

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第 8 号

本 庁
地方機関

島根県公文書管理規程 (平成13年島根県訓令第 4 号) の一部を次のように改正する。

平成20年 3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 9 条後段を削る。

別表第 1 西部福祉事務所の項中「及び鹿足生活支援スタッフ」を削る。

別表第 2 の 1 の表商工労働部の項中

<table border="1"> <tr><td>経営支援課</td></tr> <tr><td>労働政策課</td></tr> </table>	経営支援課	労働政策課	<table border="1"> <tr><td>経営</td></tr> <tr><td>労</td></tr> </table>	経営	労	を	<table border="1"> <tr><td>中小企業課</td></tr> <tr><td>雇用政策課</td></tr> </table>	中小企業課	雇用政策課	<table border="1"> <tr><td>中小</td></tr> <tr><td>雇</td></tr> </table>	中小	雇	に改める。
経営支援課													
労働政策課													
経営													
労													
中小企業課													
雇用政策課													
中小													
雇													

別表第 2 の 2 の表健康福祉部の項中

<table border="1"> <tr><td>東部福祉事務所</td></tr> </table>	東部福祉事務所	<table border="1"> <tr><td>東福</td></tr> </table>	東福	を削る。
東部福祉事務所				
東福				

附 則

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第 9 号

本 庁
地方機関

職員の任免発令式 (昭和32年島根県訓令第14号) の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3項ただし書中「、解除」の次に「、変更」を加える。

別表第1の の21を次のように改める。

21 変更

島根県職員 氏 名

1週間当たりの通常の勤務時間を 時間に変更する

(注) 育児短時間勤務の承認をしたとき、当該承認が取り消され、若しくは失効したとき、又は当該承認の期間が終了したときに、当該育児短時間勤務に係る職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更する場合に用いる。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

島根県訓令第10号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表東部県民センター及び西部県民センターの項の次に次のように加える。

人権同和対策課
人権啓発推進センターの啓発スタッフ
同左
同左
同左

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成20年3月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あいの会

3 代表者の氏名

野上 怜子

4 主たる事務所の所在地

島根県浜田市三隅町三隅370番地 3

5 定款に記載された目的

本会は、「困った時にお互いを助け合い、安心して暮らせる、豊かで住みやすい町」の実現を目指し、地域で暮らす高齢者や障害者、子供たちに対して在宅介護や子育て支援、福祉相談等に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

浜田地区県政情報コーナー（浜田合同庁舎 1 階）

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第 2 項の規定により公告する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第329号）第10条第 1 項に規定する非自動はかり（第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検 査 区 域
11月20日から12月19日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検 査 区 域
6 月 2 日から 8 月29日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)及び(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
飯南町	5月8日	10時30分から16時まで	飯南町役場
	5月9日	10時30分から15時まで	
東出雲町	5月12日	10時から15時30分まで	東出雲町役場
	5月13日	10時から15時まで	
安来市	5月14日及び15日	10時から15時30分まで	安来市役所
	5月16日	10時から14時30分まで	
	5月19日	10時から15時30分まで	
	5月20日	10時から15時まで	
	5月21日及び22日	10時から15時30分まで	
奥出雲町	5月26日及び27日	10時30分から15時30分まで	奥出雲町役場
	5月28日	11時から15時まで	
	5月29日	10時30分から15時30分まで	
浜田市	6月3日	13時30分から16時まで	浜田市役所
	6月4日及び6月5日	10時から16時まで	
	6月6日	10時から12時まで	
	6月10日及び11日	10時から15時30分まで	
	6月12日	9時30分から12時まで	
	6月23日	13時30分から16時まで	
	6月24日から26日まで	10時から16時まで	
	6月27日	10時から12時まで	
	7月1日	13時から16時まで	
	7月2日及び3日	10時から16時まで	
	7月4日	10時から12時まで	
	7月29日	10時から12時まで	
邑南町	7月7日	13時30分から16時まで	邑南町役場
	7月8日	9時30分から15時30分まで	
	7月9日	10時から15時30分まで	
	7月10日	9時30分から15時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 入札区分 A 島根県行政情報ネットワーク用パソコン(西部地区) 103台
入札区分 B 島根県行政情報ネットワーク用パソコン(東部地区) 354台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県出納局会計課 島根県松江市殿町 1 番地
- 3 落札者を決定した日
平成20年 1 月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
入札区分 A 株式会社えすみ松江営業所 所長 平岡 秀則 島根県松江市西嫁島 3 丁目 2 番13号
入札区分 B 株式会社松文オフテック 代表取締役 古川 義郎 島根県松江市芋町 6 番地
- 5 落札金額
入札区分 A 96,285円(単価契約)
入札区分 B 102,480円(単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成19年12月18日

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第29号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第 1 項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第 7 条の規定により告示する。

平成20年 3 月28日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 2 級
- 2 検定実施日時
平成20年 7 月 2 日(水) 午前 9 時から午後 5 時まで
- 3 検定実施場所
松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター
- 4 受検定員
30人
- 5 検定の内容
次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- (1) 学科試験の科目
- ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 車両等の誘導に関すること。
エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の科目
- ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

- (1) 島根県内に住所を有する者
- (2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成20年5月15日(木)から同年5月30日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

ただし、申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

イ 添付書類

㊦ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉

㊧ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

㊨ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 その他

- (1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。
- (2) 検定当日は、午前9時から同9時20分までを受付時間とする。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課(電話0852-26-0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。